

**「金沢市公文書等の管理に関する条例（仮称）骨子案について」のパブリックコメント  
 でのご意見と金沢市の考え方（回答）**

- 1 募集期間：令和2年12月16日から令和3年1月14日まで
- 2 募集方法：メール、郵便、ファクシミリ又は直接担当課の窓口へ持参
- 3 意見：意見者数 1名 意見数 4件

	いただいたご意見	金沢市の考え方
①	1 条例の目的 地方公共団体が保有する歴史公文書等の利用関係を、情報提供ではなく権利・義務の関係として定めることとしてください。	本市では、公文書等は市民共有の知的資源として、市民が主体的に利用し得るものと考えており、条例案では、特定歴史公文書等については、所定の方法により利用請求があったときは、個人情報を含む等の制限事由に該当する場合を除き、利用決定をして利用させなければならないことや、利用決定に対する審査請求について規定することとしています。
②	2 対象機関 議会に関する公文書（例えば陳情や請願として提出・審議された文書）についても本条例で扱われるよう、議会についても本条例に定めるべきです。	条例案では、その対象について、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例と同様に議会を実施機関に含むこととしております。
③	3 特定歴史公文書等の利用方法 支障がある場合を除き、PDF ファイルや DVD など電磁ファイルによる写しの交付なども可能な規定とし、市民等が利用・活用しやすい制度としてください。	条例案では、電磁的記録の利用方法については、その種別や情報化の進展状況等を勘案して規則で定めることとしており、利用・活用しやすい制度となるように検討して参ります。
④	4 特定歴史公文書等の廃棄 「特定歴史公文書等として保存されている文書」が保管容量の制約から紙媒体での保存が困難な場合でも、電磁的記録での保管等も選択肢とし、安易な破棄は行わないと規定してください。	保管容量の制約を理由とした特定歴史公文書等の廃棄は想定していません。なお、条例案では、廃棄時の金沢市公文書等管理委員会（仮称）への諮問を義務付けるなど、安易な破棄が行われないよう定めることとしています。

※ 上記のほか、参考となる文献のご紹介をいただきました。